

# 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

地域・こども・デジタル特別調査室

## I 所管事項の動向

### 1 地域活性化関係

#### (1) 地方創生

##### ア まち・ひと・しごと創生本部の設置

我が国の総人口は、平成20年をピークとして減少局面に入っており、将来推計人口（平成24年1月推計）によれば、2048年に1億人を下回り、2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少するとされた<sup>1</sup>。加えて、我が国では、地方からの人口流出と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口集中が続いており、東京圏では、平成8年以降、毎年転入超過の状態であった。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月閣議決定）では、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服するための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備するとされた。これを受け、同年9月、第2次安倍改造内閣は、地方創生<sup>2</sup>（まち・ひと・しごと創生）を重要課題の一つと位置付け、地方創生担当大臣を新設するとともに、閣議決定により、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置した。

同年11月には、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が制定され、まち・ひと・しごと創生の基本理念、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等が定められたほか、法律上の根拠規定のなかった「まち・ひと・しごと創生本部」の設置が法定された。

##### イ まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等

政府は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、①まち・ひと・しごと創生長期ビジョン<sup>3</sup>（以下「長期ビジョン」という。）及び②まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定して、地方創生の取組を進めてきた。

このうち、①長期ビジョンは、人口の現状や将来の姿、今後目指すべき将来の方向を提示したものであり、②総合戦略は、長期ビジョンを踏まえて策定される「政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画」である。

長期ビジョン及び第1期総合戦略は、平成26年12月に閣議決定され、平成27年度から令和元年度まで第1期の取組が推進された。また、令和元年12月には、第1期総合戦略の計画期間が令和元年度で終了することを踏まえ、長期ビジョン（令和元年改訂版）及び第2

<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位）推計）。なお、平成29年1月推計によれば、総人口が1億人を下回る時期は5年遅くなり2053年とされている。

<sup>2</sup> 政府は、「地方創生」と「まち・ひと・しごと創生」は「同じもの」としている（第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第3号26頁（平26.10.15）石破地方創生担当大臣（当時）答弁）。

<sup>3</sup> まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの策定は、まち・ひと・しごと創生法に法定されているものではないが、同法第8条第3項において、総合戦略の案を作成するに当たっては、「人口の現状及び将来の見通し」を踏まえることとされていることから、これを明らかにするために策定されたものである。

期総合戦略（計画期間：令和2年度～6年度）が閣議決定された。

地方においては、国の総合戦略を勘案して、ほぼ全ての地方自治体で地方版総合戦略（「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。）が策定されており、各地方自治体では、地方版総合戦略に基づき、地域の実情に応じた地方創生の取組が進められている。

政府は、こうした地方の取組に対し、情報支援（地域経済分析システム（RESAS）<sup>4</sup>の提供）、人材支援（地方創生人材支援制度<sup>5</sup>、地方創生コンシェルジュ<sup>6</sup>等）、財政支援（地方創生関係交付金、企業版ふるさと納税等）などの各種支援措置を講じてきた。

## ウ 地方創生の動向

第1期総合戦略の期間（平成27年度～令和元年度）は、完全失業率が全ての都道府県で低い水準で推移し、有効求人倍率が初めて全ての都道府県で1倍を超えるなど、雇用環境の面において改善傾向が続いた。加えて、経済・産業面においても、訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品の輸出額などが一貫して増加傾向となった。

一方で、各種の取組にもかかわらず、人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況が続き、東京圏への一極集中の是正に関しても、東京圏への転入超過はむしろ増加し、令和元年では14.6万人（平成26年：10.9万人）となった。

第2期総合戦略の期間（令和2年度～）は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実施によって、観光、運輸、飲食、イベントなどの関連産業が甚大な影響を受けた。一方で、感染症の感染拡大は、①テレワーク経験者の増加、②地方移住への関心の高まり、③東京圏への転入超過数の減少<sup>7</sup>など、国民の意識・行動変容をもたらした。政府は、こうした動きを更に大きな流れとし、東京圏への一極集中の是正につなげていくことが必要であるとして、①地方創生テレワークの推進、②企業の地方移転等の促進、③地域への人材支援の充実、④子育て世帯の移住等の更なる推進、⑤関係人口（特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人）の更なる創出・拡大などに取り組んできた。

## (2) デジタル田園都市国家構想

### ア 概要

「デジタル田園都市国家構想」は、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上を実現しようとするもので、これによって「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す地方活性化策である。

<sup>4</sup> 地域経済に関連する様々なビックデータを「見える化」するシステムで、平成27年4月から提供が開始された。地方版総合戦略の重要業績評価指標（KPI）を設定する際など、地域政策の場で幅広く活用されている。

<sup>5</sup> 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣するもの。平成27年度から令和4年7月までに326市町村に延べ507名が派遣された。

<sup>6</sup> 地方創生に取り組む地方自治体に対して、国が相談窓口を設けて支援するための体制であり、当該地域に愛着のある国の職員を地方創生コンシェルジュとして選任し、全国の地方自治体に地方創生コンシェルジュの連絡先等を記載した名簿を送付している。

<sup>7</sup> 東京圏への転入超過数は、令和元年に14.6万人であったが、令和2年に9.8万人、令和3年に8.0万人と大きく減少した。ただし、令和4年の東京圏への転入超過数は、11月時点で9.4万人となっている。

政府は、第2次岸田内閣の発足（令和3年11月）以降、「デジタル田園都市国家構想実現会議」において構想の具体化に向けた検討を進め、令和4年6月には、構想の基本的な考え方、構想の実現に向けた方向性、具体的な取組などを示した「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定した。

また、同年12月には、同基本方針を踏まえ、第2期総合戦略（計画期間：令和2年度～6年度）を、まち・ひと・しごと創生法第8条第6項に基づき改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（計画期間：令和5年度～9年度）として閣議決定した<sup>8</sup>。

なお、同総合戦略では、構想の実現に当たっては、従来の地方創生の各種取組について、デジタル活用に限定することなく、改善を加えながら推進していくことが重要とされた。

## イ デジタル田園都市国家構想総合戦略

デジタル田園都市国家構想総合戦略では、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上」の取組（下表参照）の深化・加速化を図るとともに、そのために必要な「デジタル実装の基礎条件整備」の取組（①デジタル基盤整備、②デジタル人材の育成・確保、③誰一人取り残されないための取組）（次頁上表参照）を強力に推進し、構想の実現を図るとされた。その上で、これらの取組について、施策の方向や重要業績評価指標（KPI）が設定されるとともに、具体的取組内容や工程表（ロードマップ）等が示された。

また、地方自治体は、同総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を推進するものとされた。

なお、同総合戦略に関しては、令和7年度中にKPIの達成状況等についての中間検証を行い、必要に応じて総合戦略の見直しを行うこととされた。

### 【「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上」の取組】

項目（主なKPI）	主な施策
①地方に仕事をつくる ⇒スタートアップ等の取組の促進・定着・実装が見られる地域900地域程度（2027年度まで）	○スタートアップ・エコシステムの確立 ○中小・中堅企業DX ○スマート農林水産業・食品産業 ○観光DX ○地方大学を核としたイノベーションの創出 ○地方と海外を含めた他地域とのつながりの強化
②人の流れをつくる ⇒地方と東京圏との転入・転出均衡（2027年度）	○地方への移住・定住の推進 ○「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流 ○関係人口の創出・拡大等、二地域居住等の推進 ○地方大学・高校の魅力向上 ○女性や若者に選ばれる地域づくり
③結婚・出産・子育ての希望をかなえる ⇒結婚希望実績指標80%（2025年）	○デジタル技術の活用等による少子化対策の総合的な推進 ○結婚・出産・子育ての支援 ○仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり ○こども政策におけるデジタル技術を活用した様々な取組の推進
④魅力的な地域をつくる ⇒1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合100%（2025年度）	○デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成 ○教育DX ○医療・介護分野でのDX ○地域交通・物流・インフラDX ○多様な暮らし方を支える人間中心のコンパクトなまちづくり ○地域資源を生かした個性あふれる地域づくり 等

<sup>8</sup> まち・ひと・しごと創生法第8条第4項は、「内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求める」（同条第7項において総合戦略の変更について準用）としているが、まち・ひと・しごと創生本部会合は、令和3年6月を最後に開催されておらず、デジタル田園都市国家構想総合戦略の案は、デジタル田園都市国家構想実現会議が取りまとめを行った。

【「デジタル実装の基礎条件整備」の取組（主な取組とKPI）】

<b>（１）デジタル基盤の整備</b>	
①デジタルインフラの整備、②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、③データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、⑤エネルギーインフラのデジタル化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・5Gの人口カバー率：2030年度までに99%達成（2020年度末で30%）</li> <li>・光ファイバの世帯カバー率：2027年度までに99.9%達成（2020年度末で99.3%）</li> <li>・日本周回の海底ケーブル（デジタル田園都市スーパーハイウェイ）：2025年度末までに完成等</li> </ul>	
<b>（２）デジタル人材の育成・確保</b>	
①デジタル人材育成プラットフォームの構築、②職業訓練のデジタル分野の重点化、③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、④デジタル人材の地域への還流促進、⑤女性デジタル人材の育成・確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル推進人材：2022～2026年度累計で230万人育成</li> </ul>	
<b>（３）誰一人取り残されないための取組</b>	
①デジタル推進委員の展開、②デジタル共生社会の実現、③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立、⑤活動の周知・横展開	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル推進委員：2027年度までに5万人（2022年度に2万人強でスタート）</li> </ul>	

(3) 地方創生・デジタル田園都市国家構想の主な施策

ア デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設するとされている。同交付金は、従来の地方創生関係交付金等を一本化したもので、その対象事業は一部を除き従来の交付金と同様である。同交付金の予算額は、令和4年度補正予算に800億円（令和3年度補正予算660億円（**下表①及び④**））、令和5年度当初予算案に1,000億円（令和4年度当初予算同額（**下表②～④**））が計上されている。

【従来の地方創生関係交付金等とデジタル田園都市国家構想交付金（概要）】

従来の地方創生関係交付金等				
交付金名	①デジタル田園都市国家構想推進交付金	②地方創生推進交付金	③地方創生整備推進交付金	④地方創生拠点整備交付金
分類	予算補助	法律補助（地域再生法上の「まち・ひと・しごと創生交付金」 <sup>※1</sup> ）		
種類	デジタル実装タイプ（TYPE1・2・3）、地方創生テレワークタイプ	先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ、移住・起業・就業タイプ	道整備、污水处理施設整備、港整備	—
対象事業	デジタル実装・サテライトオフィス整備等	地方創生全般（ソフト事業中心）	道・污水处理施設・港の整備（公共事業）	地方創生全般（施設整備事業中心）
予算額	200億円（令3補正） —	— 532億円（令4当初）	— 398億円（令4当初）	460億円（令3補正） 70億円（令4当初）

デジタル田園都市国家構想交付金				
タイプ名	デジタル実装タイプ	地方創生推進タイプ		地方創生拠点整備タイプ
分類	予算補助	法律補助（地域再生法上の「まち・ひと・しごと創生交付金」 <sup>※1</sup> ）		
種類	TYPE1・2・3、 <u>マイナンバーカード利用横展開事例創出型</u> 、地方創生テレワーク型	先駆型、横展開型、Society5.0型、 <u>プロフェッショナル人材事業型</u> 、移住・起業・就業型	地方創生整備推進型（道整備、污水处理施設整備、港整備）	—
対象事業	デジタル実装・サテライトオフィス整備等	地方創生全般（ソフト事業中心）	道・污水处理施設・港の整備（公共事業）	地方創生全般（ <u>民間含む施設整備事業中心</u> ）
予算額	400億円（令4補正） —	— 532億円（令5当初）	— 398億円（令5当初）	400億円（令4補正） 70億円（令5当初）

※1 地域再生法上の「まち・ひと・しごと創生交付金」は、地方版総合戦略に位置付けられ、かつ、認定地域再生計画（内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画）に記載された先導的な事業に対して交付

※2 「デジタル田園都市国家構想交付金」の表中の下線部は主な変更点

デジタル田園都市国家構想交付金に関しては、令和4年9月、内閣府が、同交付金のうち、デジタルを活用した先進的な取組について、マイナンバーカードの「交付率」が全国平均以上であること等を交付金の申請要件とする方針を示した。この方針に対しては、地方から強い反発があったほか、「自治体間の（交付率に）差がほとんど無い場合でも、申請ができる団体とできない団体が生まれてしまう」等の懸念の声があった。

これを踏まえ、内閣府は、同年12月、カードの普及状況の評価に当たっては、「交付率」ではなく、各団体における最近の普及促進の取組がタイムリーに反映される「申請率」を採用することとし、前月末時点の「申請率」が「令和4年11月末の交付率の全国平均以上」であること等を交付金申請時の申請要件としたため、より多くの団体において交付金の活用が可能となった。

なお、同交付金のうち、デジタル実装を主な内容としない取組については、マイナンバーカードの普及率は考慮しないこととしている。

## イ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

政府は、感染拡大の防止や、地域経済・住民生活の支援のため、地方自治体が必要な事業を実施できるよう、令和2年度第1次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）を創設した。その後、同交付金は、数次の補正予算や新型コロナウイルス感染症対策予備費等によって増額され、令和2年度から4年度までの累計で17.1兆円となっている。

地方創生臨時交付金は、対象事業の違いによって、次の7種類に区分されている。

### 【地方創生臨時交付金の種類ごとの対象事業の概要】

種 類	対 象 事 業
①地方単独事業分	感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば対象（原則として使途に制限なし）
②国庫補助事業等の地方負担分	交付金制度要綱の別表に定める事業で、国の補正予算に計上される事業、国の予備費により実施される事業等を対象
③コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする地方単独事業を対象
④電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に関連する地方単独事業を対象
⑤事業者支援交付金	感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援又は事業者・地方自治体が発行する感染症対策の強化に関連する地方単独事業を対象
⑥協力要請推進枠交付金等	感染拡大に対して、国の一定の関与の下に、地方自治体が効果的に営業時間短縮要請等を行い、協力金の支払い等を行う場合に交付
⑦検査促進枠交付金	都道府県が所定のPCR検査等の無料化の取組を実施する場合に交付

### 【地方創生臨時交付金の種類と各年度の予算計上額】

	①地方単独事業分	②国庫補助事業等の地方負担分	③原油価格・物価高騰対応分	④価格高騰重点支援地方交付金	⑤事業者支援交付金	⑥協力要請推進枠交付金等	⑦検査促進枠交付金
令和2年度	3.65兆円	0.6兆円	—	—	—	3.63兆円	—
令和3年度	1.2兆円	0.2兆円	—	—	0.6兆円	4.98兆円	0.32兆円
令和4年度	▲0.2兆円	0.45兆円	0.8兆円	0.6兆円	—	—	0.3兆円
合 計	4.65兆円	1.25兆円	0.8兆円	0.6兆円	0.6兆円	8.61兆円	0.62兆円

地方創生臨時交付金のうち、自由度の高い地方単独事業分等については、その用途が不適切などと批判を受ける事例がある。このため、内閣府は、地方自治体に対して、効率的・効果的な事業に活用することや、事業の実施状況及びその効果を公表することを要請してきた。しかし、要請にかかわらず、約半数の団体が事業の実施状況を、約6割の団体が事業効果をそれぞれ公表していなかったため<sup>9</sup>、内閣府は、令和4年12月に地方創生臨時交付金の制度要綱を改正し、事業の実施状況及びその効果を公表することを事実上義務付けた。

なお、地方六団体は、同月の国と地方の協議の場において、令和4年度予備費等を活用した地方単独事業分等の追加配分などを求めているが、一方で、財務省の財政制度等審議会は、同年11月の建議において、ウィズコロナへ移行する中、地方創生臨時交付金については縮減・廃止していく必要があると指摘している。

## ウ 地方創生移住支援事業・起業支援事業

政府は、「U I J ターンによる起業・就業者を令和元年度から6年度までに6万人創出」との目標<sup>10</sup>の実現に向けて、令和元年度から、U I J ターンによる起業・就業者を創出する地方自治体の取組（地方創生移住支援事業・起業支援事業）を地方創生推進交付金（補助率2分の1）によって支援している。これにより、東京23区から地方へ移住して社会的事業を起業した者に対しては、300万円以内（起業支援金200万円以内・移住支援金100万円（単身者60万円）以内）が支給されることとなる。

このうち、移住支援事業は、原則として、東京23区（在住者又は通勤者）から東京圏外へ移住し、都道府県が選定した中小企業等に就業した者等が対象となるが、令和3年度からは、テレワークにより引き続き移住元の業務を行う場合（転職なき移住）も対象となった。また、令和4年度からは、18歳未満の子を有する世帯が移住する場合には、子育て世帯加算として、こども一人当たり最大30万円が移住支援金に加算されることとなったが、さらに、令和5年度からは、最大100万円に引き上げられる見通しとなっている<sup>11</sup>。

移住支援事業による移住実績については、令和3年度までの累計で3,067名（うち令和3年度2,381名）とされており、令和6年度までにU I J ターンによる起業・就業者数を6万人創出という当初の目標には程遠い状況となっている。

なお、デジタル田園都市国家構想総合戦略では、「東京圏から地方への移住者年間10,000人（令和9年度）」との目標が掲げられている。

## エ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方自治体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促すため、認定地域再生計画（内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画）に位置付けられた地方自治体の事業に法人が寄附を行った場合、寄附額の6割相当額を法

<sup>9</sup> 内閣府「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況」（令和4年9月）

<sup>10</sup> 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成30年12月閣議決定）

<sup>11</sup> 『時事通信社iJAMP』（令4.12.28）

人住民税・法人事業税等の税額から控除するものである。これにより、従来の損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、寄附額の約9割相当額が軽減されることとなり、法人の実質負担は1割程度となる<sup>12</sup>。

また、企業版ふるさと納税の対象事業に対し、法人が人材を派遣するとともに、その人件費も含めて地方自治体に寄附した場合には、その人件費相当額についても、この制度が適用され、法人の実質負担が1割程度となる（企業版ふるさと納税（人材派遣型））。

企業版ふるさと納税の寄附実績は、令和2年度の税額控除割合の引上げ（3割相当額→6割相当額）の効果等によって、令和2年度以降、大幅な増加傾向となっており、令和3年度の寄附件数は4,922件（対令和元年度比3.7倍）、寄附金額は225.7億円（同6.7倍）となっている。

## オ 地方拠点強化税制

地方拠点強化税制は、東京一極集中を是正し、地方における良質な雇用の場を創出するため、平成27年度に創設されたもので、本社機能を有する施設（事務所、研究所、研修所）を①東京23区から首都圏中心部以外へ移転する事業（移転型事業）や、②首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部以外の地域において拡充する事業（拡充型事業）を行う事業者を課税の特例（地方拠点強化税制）により支援するものである。

移転型・拡充型事業には、それぞれオフィス減税（建物等を取得した場合の税額控除又は特別償却）と雇用促進税制（整備した施設において雇用を増加させた場合の税額控除）の適用（原則、同一年度の併用不可）があり、移転型事業は拡充型事業よりも控除額等が優遇されている。

令和4年11月末時点で、都道府県が認定した事業者の計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）の状況は、事業件数587件（移転型事業58件、拡充型事業529件）、雇用創出人数25,064人（移転型事業1,017人、拡充型事業24,047人）となっている。また、税制措置の適用実績は、平成27年度から令和2年度までで、オフィス減税153件、雇用促進税制45件となっている。

## (4) 地方分権改革

### ア 提案募集方式による地方分権改革

地方分権改革は、平成5年6月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機として取組が推進されてきたもので、第1次分権改革（平成7年～）、三位一体の改革（平成16年～）、第2次分権改革（平成18年～）を経て、平成26年以降は、提案募集方式による改革が進められている。

---

<sup>12</sup> ただし、企業版ふるさと納税では、個人版ふるさと納税とは異なり、地方自治体が、寄附企業に対し、寄附の代償として経済的な利益を与えること（補助金交付、入札・許認可における便宜供与等）が禁止されている。

地方分権改革のあゆみ

年	主な動き	改革等の概要
平成 5	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	
7	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～平成13年 7月） （平成 8年12月第 1次～平成10年11月第 5次勧告）	<b>【第 1 次地方分権改革】</b> ・機関委任事務制度の廃止と事務の再編成 ・国の関与の新しいルールの創設 ・権限移譲 ・条例による事務処理特例制度の創設 等
11	地方分権一括法成立	
16	三位一体改革（平成14～17年骨太の方針） 国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革（平成16～18年度）	
18	地方分権改革推進法成立	<b>【第 2 次地方分権改革】</b> ・地方に対する規制緩和 （義務付け・枠付けの見直しなど） ・国から地方への事務・権限の移譲 ・都道府県から市町村への事務・権限の移譲 等
19	地方分権改革推進委員会発足（～平成22年 3月） （平成20年 5月第 1次～平成21年11月第 4次勧告）	
23	国と地方の協議の場法成立 第 1 次一括法成立 第 2 次一括法成立	
25	地方分権改革推進本部発足 地方分権改革有識者会議発足 第 3 次一括法成立	
26	第 4 次一括法成立 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ 提案募集方式（平成26年～）	
27	第 5 次一括法成立 ）	
令和 4	第12次一括法成立	
		<b>【提案募集方式】</b> ・委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討

提案募集方式は、従来の委員会勧告方式<sup>13</sup>に代えて個々の地方自治体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、毎年 1 回、その年の月上旬から 3 か月程度の期間提案募集が実施されている。

地方からの提案等に関し政府は、毎年12月、対応方針を閣議決定しており、このうち、法制化が必要な事項については、翌年の通常国会において、地方分権一括法が制定されている<sup>14</sup>。平成27年から令和 4 年までの間に第 5 次一括法から第12次一括法が成立している。

### イ 令和 4 年の提案募集

令和 4 年の提案募集は、内閣府において、同年 3 月 1 日から 6 月 1 日まで、地方自治体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案の募集が実施され、地方自治体等287団体から291件の提案がなされた（令和 3 年：251団体から220件）。

<sup>13</sup> 第 1 次分権改革は地方分権推進委員会、第 2 次分権改革は地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえて改革が推進された。

<sup>14</sup> 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年 4月）



今回の提案募集においては、重点募集テーマとして、①「計画策定等<sup>15</sup>」（地方自治体に対する計画の策定の義務付け等の規定が増加傾向にあることを踏まえたもの）、②「デジタル」（情報通信技術の活用による住民の負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図る観点からのもの）が設定されており、提案件数291件のうち、「計画策定等」に関する提案が68件、「デジタル」に関する提案が51件となっている。

令和4年12月20日、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とするとされた。

#### 【令和4年の提案等のうち法律の改正が見込まれる主な事項】

- 公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止
- 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大（所有者不明土地法、森林法等に基づく事務）
- 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大（管理不全空家の所有者特定に関する事務）

### (5) 国家戦略特区制度

#### ア 背景

バブル崩壊後、我が国の経済は長期間にわたり停滞した。こうした中、我が国の経済を再び活性化するためには、非効率で硬直的な経済・社会構造を変える必要があるとの認識から、構造改革の取組が行われるようになった。

平成13年に発足した小泉内閣においては、「民間にできることはできるだけ民間に委ねる」との原則の下、民営化や規制改革などにより、民間主導の経済活性化が図られた。また、進展の遅い分野の規制改革を進めるため、平成14年12月、構造改革特区制度が導入され、地域限定の規制緩和が進められた。

#### イ 国家戦略特区制度の創設

平成25年6月、第2次安倍内閣は、成長戦略を具体化する「日本再興戦略」を閣議決定し、その中に国家戦略特区の創設が盛り込まれた。国家戦略特区制度は、国が主導して、特定の地域において規制改革等の取組を行うものであり、同年12月、「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号。以下「国家戦略特区法」という。）の成立により創設された。

なお、構造改革特区制度が、地域の発意に基づき、地域の特色を生かした規制改革を行うものであるのに対し、国家戦略特区制度は、国の主導の下、大胆な規制改革の突破口を開き、我が国の経済成長につなげようとするものである。

#### ウ 地方創生と国家戦略特区制度

平成26年9月、地方創生が内閣の重要課題とされると、国家戦略特区制度は地方創生の

<sup>15</sup> 令和3年の提案募集においても重点募集テーマとして「計画策定等」が設定された。

手段と位置付けられることとなった。

国家戦略特区制度は、特定の地域における規制緩和を突破口として、大胆な規制改革を実現しようとするものであるが、同時に、他の制度やインフラ整備なども組み合わせて地域経済を活性化するための手段としても活用されている。国家戦略特区における先駆的で経済効果の高い事業については、地方創生推進交付金も含めて、総合的・重点的に支援することとされている。

## エ 国家戦略特区の指定

国家戦略特区については、平成26年5月から平成28年1月にかけて、以下の区域が指定された。

- 第1次指定（平成26年5月）：東京圏、関西圏、沖縄県、新潟市、養父市（兵庫県）、福岡市
- 第2次指定（平成27年8月）：愛知県、仙台市、仙北市（秋田県）
- 第3次指定（平成28年1月）：広島県・今治市（愛媛県）、北九州市<sup>16</sup>

さらに、令和4年4月には、スーパーシティ及びデジタル田園健康特区が指定された（カ参照）。

## オ 規制改革への取組

国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。これまで、国家戦略特区法の制定及び改正により、創業人材等の多様な外国人の受入れ促進、地域限定保育士の創設、スーパーシティ（カ参照）、地域限定型規制のサンドボックス制度<sup>17</sup>の創設等の規制改革が実現した。

## カ スーパーシティ及びデジタル田園健康特区

AIやビッグデータを用いた技術革新が急速に進行する中、こうした技術を活用して、より豊かな暮らしを実現しようとする試みが世界各国でなされている。

我が国においても、政府は、自動運転、遠隔医療、キャッシュレス決済など生活全般にわたり、デジタル技術を活用して大胆な規制改革を行い、最先端のサービスを提供するいわゆるスーパーシティの実現を目指すこととなった。

令和2年6月、国家戦略特区法が改正され、スーパーシティを実現するための制度整備が行われた（同年9月1日施行）。スーパーシティにおいては、様々なデータを収集・整理し、提供する「データ連携基盤」の整備が想定されていることから、国会審議では、個人情報保護の重要性が指摘された。

スーパーシティの区域指定について、令和3年10月15日までに28の地方自治体から提案

<sup>16</sup> 福岡市・北九州市で一つの区域に指定されている。

<sup>17</sup> 自動車の自動運転、ドローン等の高度で革新的な近未来技術の実証に関して、監視・評価体制を設けて事後チェックを強化した上で、事前規制を最小化する特例措置を講じて、迅速・円滑に実証実験を行う仕組み。

があり、国家戦略特区ワーキンググループ及びスーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会において、検討が行われた。この結果、令和4年3月、国家戦略特別区域諮問会議（以下「国家戦略特区諮問会議」という。）は、以下の地方自治体を新たな国家戦略特区として決定した（同年4月15日、政令<sup>18</sup>により指定）。

スーパーシティ：つくば市（茨城県）、大阪市

デジタル田園健康特区：加賀市（石川県）、茅野市（長野県）、吉備中央町（岡山県）

デジタル田園健康特区は、スーパーシティを提案した地方自治体から、デジタル技術を活用し、健康、医療など地方部の課題を解決しようとする規制改革の提案が行われたことを踏まえて、指定されたものである。

スーパーシティ及びデジタル田園健康特区は、地域の活性化や持続可能な経済社会の実現を目指すデジタル田園都市国家構想を先導するとされている。令和4年11月、スーパーシティ及びデジタル田園健康特区の区域方針が策定された。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、区域方針に即して、令和5年度早期に区域計画等を作成することが盛り込まれている。

令和4年12月の国家戦略特区諮問会議において、スーパーシティ及びデジタル田園健康特区に関連する規制改革事項等が決定された。その中では、法人農地取得事業の国家戦略特区法から構造改革特区法<sup>19</sup>に基づく事業への移行などを内容とする法案を今国会に提出することが盛り込まれている。

<sup>18</sup> 「国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令」（令和4年政令第175号）

<sup>19</sup> 「構造改革特別区域法」（平成14年法律第189号）

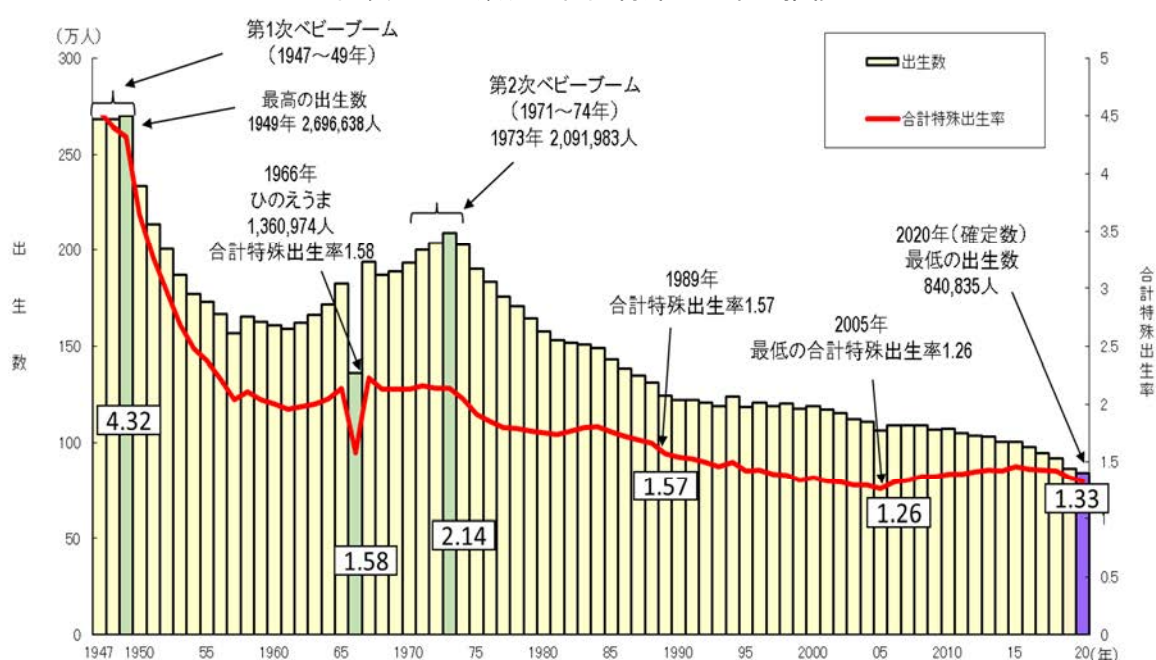
## 2 こども・子育て支援（こども政策関係）

### (1) 合計特殊出生率の推移

我が国の合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期（1947～49年）には4.3を超えていたが、その後急激に低下し、昭和35（1960）年頃からは、2.1前後で推移していた。昭和50（1975）年以降は、再び低下傾向となり、平成元（1989）年には「ひのえうま（丙午）」の年（昭和41（1966）年）の1.58を下回る1.57となった（1.57ショック）。その後も合計特殊出生率の低下は続き、平成17（2005）年には過去最低の1.26まで落ち込んだ。以降は、ほぼ横ばいで推移している。

1.57ショックを契機に、政府は少子化対策の検討を開始し、平成以降、子育て支援等の少子化対策を充実させるようになった。

図表 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(出所) 内閣府資料

### (2) 保育の受け皿確保

都市部を中心に待機児童問題が深刻となったことを背景に、第2次安倍内閣以降、保育の受け皿確保のための取組が行われ、待機児童数は減少に転じた。しかし、厚生労働省の調査<sup>20</sup>によると、潜在的な待機児童数（いわゆる隠れ待機児童）は6万人を超えている。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、こどもを保育施設に預けることをためらう保護者も少なくなく、入園者数の減少によって欠員が生じている施設もある<sup>21</sup>。

<sup>20</sup> 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」

<sup>21</sup> 『読売新聞』（令4.8.31）

図表 第2次安倍内閣以降の保育の受け皿確保のための取組

名称（公表時期）	期間	整備目標
待機児童解消加速化プラン （平成25年4月）	平成25年度から平成29年度までの5年間	約40万人分 （→ 約50万人分に上積み）
子育て安心プラン （平成29年6月）	平成30年度から令和4年度までの5年間（→ 令和2年度に前倒し）	約32万人分
新子育て安心プラン （令和2年12月）	令和3年度から令和6年度までの4年間	約14万人分

（内閣府「平成29年版少子化社会対策白書」及び「令和3年版少子化社会対策白書」を基に当室作成）

### （3）保育士の配置基準

保育現場では、送迎バスへのこどもの置き去りや虐待など問題が相次いでいるが、この背景には、保育士の人手不足があると指摘されている<sup>22</sup>。

保育の受け皿確保の取組により保育施設の数が増したが保育施設による人材確保が追い付かず、保育士の人手不足は深刻であるとされる<sup>23</sup>。さらに、コロナ禍での感染対策等により保育士の業務量も増えている。

国が定める保育士の配置基準では、保育士1人当たりのこどもの数が定められているが、現場や保育団体からは、この配置基準ではこどもの安全を守れないとの指摘もある<sup>24</sup>。

こうした中、政府は、平成27年度から、3歳児について配置基準を上回る配置（15：1）で実施する施設には公定価格の加算を行っている。また、令和5年度予算では、大規模保育所で25：1の配置を実現可能とするため、チーム保育推進加算の充実を行うこととしている。

図表 保育士の配置基準

	配置割合
0歳児	3人に保育士1人（3：1）
1歳児	6人に保育士1人（6：1）
2歳児	6人に保育士1人（6：1）
3歳児	20人に保育士1人（20：1） ※15：1で実施の場合加算あり
4歳以上児	30人に保育士1人（30：1）

### （4）こども政策に関する予算

少子高齢化が進行する中、政府は、こども・子育て支援の充実、幼児教育・保育施設の拡充等を行ってきた。しかし、令和元（2019）年度における我が国の家族関係社会支出<sup>25</sup>は

<sup>22</sup> 『朝日新聞』（令4.12.19）、『読売新聞』（令4.12.19）

<sup>23</sup> 『読売新聞』（令4.12.19）

<sup>24</sup> 『朝日新聞』（令4.12.4）

<sup>25</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」（令和4年8月）

対GDP比1.74%であり、欧州諸国と比べて低水準となっている。

こうした中、岸田内閣総理大臣は、令和4年10月、今後のこども政策に関する予算について、将来的に倍増を目指していく旨述べている<sup>26</sup>。

図表 諸外国の家族関係社会支出（対GDP比）

日本 (2019)	アメリカ (2018)	ドイツ (2019)	フランス (2019)	イギリス (2018)	スウェーデン (2019)
1.74%	0.62%	1.95%	2.73%	2.98%	3.42%

(国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」(令和4年8月)を基に当室作成)

### 3 行政のデジタル化（デジタル社会形成関係）

#### (1) 行政のデジタル化に向けた取組

##### ア 行政手続のオンライン化

平成13年1月に策定された「e-Japan戦略<sup>27</sup>」において、平成15年までに、実質的に全ての国の行政手続をインターネット経由で行うことを可能とするとされた。これを踏まえ、平成14年12月、行政手続オンライン化関係3法<sup>28</sup>が成立した。これにより、書面等により行うこととされている行政手続のオンライン化が可能とされたほか、行政手続における本人確認サービスに関する規定の整備などが行われた。

##### イ オンライン手続の利便性向上

平成24年12月に発足した第2次安倍内閣は、IT戦略を成長戦略の柱として位置付け、平成25年6月の「世界最先端IT国家創造宣言<sup>29</sup>」の中で、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を目指すこととした。

平成28年に成立した「官民データ活用推進基本法<sup>30</sup>」の中では、行政手続については、オンライン利用を原則化することが定められた。

また、令和元年5月の法改正<sup>31</sup>により、デジタル手続法<sup>32</sup>にデジタル化の基本原則（デジタル3原則）が明確化されたほか、行政手続における添付書類の省略等の規定が整備された。

<sup>26</sup> 第210回国会参議院会議録第3号16頁（令4.10.7）岸田内閣総理大臣答弁

<sup>27</sup> 平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）

<sup>28</sup> ①「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」【行政手続オンライン化法、通則法】（平成14年法律第151号）、②「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」【整備法】（平成14年法律第152号）、③「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」【公的個人認証法】（平成14年法律第153号）

<sup>29</sup> 平成25年6月14日閣議決定

<sup>30</sup> 平成28年法律第103号

<sup>31</sup> 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）

<sup>32</sup> 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）。前掲注31により、前掲注28の①を題名改正。

図表 デジタル3原則

原則	概要
デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要に
コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

(デジタル庁HP等を基に当室作成)

### ウ 押印・書面に係る制度の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国の社会が押印・書面・対面を前提としており、デジタル化が遅れていることが浮き彫りとなった。そこで、令和2年に改定された「デジタル・ガバメント実行計画<sup>33</sup>」では、押印・書面・対面を見直し、行政手続のオンライン化を推進することとされた。

令和3年5月、デジタル改革関連法の一環として、デジタル社会形成関係法律整備法<sup>34</sup>が成立した。同法により、押印・書面に係る法改正が行われ、押印や書面を求める行政手続及び商取引等について、電磁的記録（電子メール等）による手続等が可能となった。

### エ 手数料納付のキャッシュレス化

平成13年3月に策定された「e-Japan重点計画<sup>35</sup>」において、平成15年度までに、手数料納付、納税等をインターネットにより行うことを可能とするとされた。これを受け、平成16年1月、歳入金電子納付システムの運用が開始され、オンラインによる手数料等の納付が可能となった。

また、令和元年5月の法改正により、行政手続等をオンラインで行う場合については、原則として、手数料等をオンライン等により納付できることが、デジタル手続法に規定された。しかし、行政機関の窓口で手続を行う場合等は、手数料等は印紙や現金による納付が求められることが多く、それ以外の手段（クレジットカード決済、コンビニ納付等）による納付が可能な手続は限られていた。

こうした状況を受け、令和4年4月、キャッシュレス法<sup>36</sup>が成立し、国の歳入等の納付について、個別の法律を改正することなく、省令によりキャッシュレスによる納付を導入できることとなった。

<sup>33</sup> 令和2年12月25日閣議決定

<sup>34</sup> 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）

<sup>35</sup> 平成13年3月29日IT戦略本部

<sup>36</sup> 「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」（令和4年法律第39号）

## (2) アナログ規制見直しの動き

令和3年11月、岸田内閣は、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題に一体的に対応するため、デジタル臨時行政調査会（デジタル臨調）を設置した。また、岸田内閣総理大臣は、令和4年春には一括的な規制見直しプランを取りまとめることとした<sup>37</sup>。

令和4年6月、デジタル臨調は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定し、代表的なアナログ規制である7項目（目視規制、書面掲示規制、対面講習規制等）について、項目ごとに規制見直しの基本的な考え方を示した。

その後、デジタル臨調は、省庁から追加で申出のあった条項や、フロッピーディスク等の記録媒体の提出を求める条項等も加え、同年12月、9,669条項の見直し方針及び見直しの工程表を確定させた。これを踏まえ、岸田内閣総理大臣は、工程表に沿って令和6年6月までの2年間でアナログ規制を一掃するため、令和5年の通常国会において一括法案を提出するべく準備を進めていくとした<sup>38</sup>。

## 4 マイナンバー制度（デジタル社会形成関係）

### (1) 現行制度

#### ア マイナンバー制度の概要

「個人番号」（マイナンバー）は、本人を識別するための12桁の番号であり、日本国内に住民票を有する個人に対して付番される。マイナンバーは、最新の「基本4情報」（氏名、生年月日、性別、住所）と関連付けられて管理されている。

「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。

マイナンバー制度の目的は、①公正な給付と負担の確保、②国民の利便性の向上、③行政の効率化の3つである（マイナンバー法<sup>39</sup>第1条）。

#### イ マイナンバーの利用

マイナンバーは、①社会保障制度、②税制及び③災害対策の3分野において利用を促進することとし（第3条第2項）、マイナンバーを利用できる事務を限定列挙する方式（ポジティブリスト方式）が採られている。ただし、将来的には幅広い分野での利用も目指すこととされている<sup>40</sup>。

<sup>37</sup> 第1回デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）議事録等

<sup>38</sup> 首相官邸HP「総理の一日」（令和4年12月21日）

<sup>39</sup> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

<sup>40</sup> 政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月）6頁



図表 マイナンバーの利用範囲（主なもの）

社会保障分野	年金分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金の資格取得・確認・給付に利用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金・厚生年金・共済年金の支給</li> <li>○確定給付企業年金・確定拠出年金の支給</li> <li>○農業者年金の支給</li> </ul> </li> </ul>
	労働分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用保険等の資格取得・確認・給付、ハローワーク等の事務に利用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用保険の失業等給付・育児休業給付の支給</li> <li>○雇用安定事業・能力開発事業の実施</li> <li>○労災保険の保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施</li> <li>○公共職業安定所における職業紹介・職業指導の実施</li> </ul> </li> </ul>
	医療・福祉・その他分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療保険等の手続、福祉分野の給付、低所得者対策の事務に利用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療保険等給付、後期高齢者医療給付、医療保険料の徴収</li> <li>○介護保険サービスの支給、介護保険料の徴収</li> <li>○予防接種の実施、実費の徴収</li> <li>○児童扶養手当の支給</li> <li>○ひとり親家庭への資金貸付・自立支援給付金の支給</li> <li>○母子健康手帳の交付・乳幼児健診の実施</li> <li>○特別児童扶養手当・特別障害者手当等の支給</li> <li>○児童手当又は特例給付の支給</li> <li>○障害者への自立支援給付の支給</li> <li>○幼稚園・保育所・認定こども園等の利用</li> <li>○生活保護の決定・実施</li> <li>○公営住宅・改良住宅の管理</li> <li>○日本学生支援機構奨学金の貸与</li> </ul> </li> </ul>
	税分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民が税務当局に提出する確定申告書等に記載、当局の内部事務等に利用</li> </ul>
災害対策分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者台帳の作成に関する事務に利用</li> <li>●被災者生活再建支援金の支給事務に利用</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記のほか、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用</li> </ul>

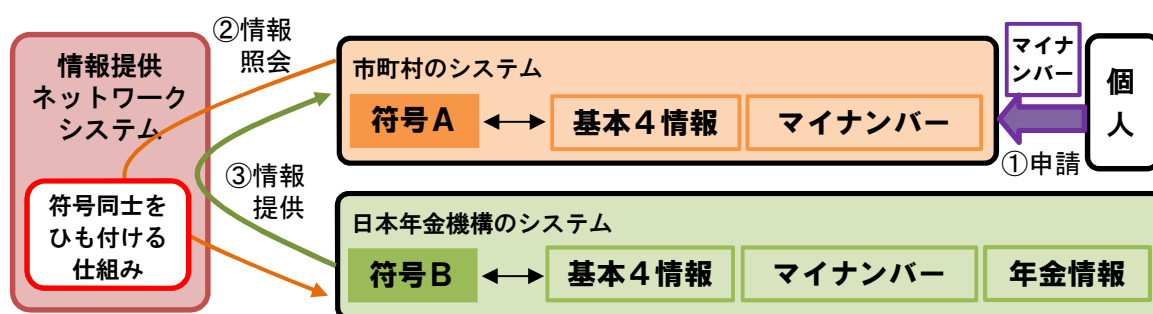
（総務省「平成26年版情報通信白書」等を基に当室作成）

## ウ 情報連携

情報連携とは、個人情報分散管理する各機関が、マイナンバー等を用いて相互に個人情報を活用する仕組みである。これは、行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）を省略し、住民の利便性を図るとともに、行政を効率化すること等を目的としている。

機関間で情報連携を行う際には、マイナンバー自体を用いるのではなく「機関別符号」が用いられている。各機関別符号がどのマイナンバーにひも付けられているかは各機関でないと分からないため、国は各機関が保有する特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を網羅的に把握することはできないとされている。

図表 マイナンバー制度における符号を用いた情報連携の例



(総務省資料等を基に当室作成)

## エ マイナンバーカード

「個人番号カード」(マイナンバーカード)は、本人に交付されるICチップのついたプラスチック製のカードである。マイナンバーカードには、12桁のマイナンバーが記載されるとともに、ICチップには電子証明書等が搭載されている。

マイナンバーカードは、①マイナンバーを確認する際の本人確認及び②個人番号利用事務実施者等によるアクセス記録の確認を目的に導入されたものである。しかし、ICチップ内の公的個人認証に係る電子証明書及び空き領域については、マイナンバーの情報を利用していないため、健康保険証や運転免許証等のほか、地方公共団体等による利活用も可能である。

## (2) マイナンバー法制定及び改正の経緯

### ア マイナンバー法の制定

我が国においては、昭和40年代以降、行政分野における電算化が進んだことを背景に、全国民に統一の番号を付番する制度(共通番号制度)の導入に向けた検討が行われてきたが、プライバシー侵害等の懸念が指摘されていた。

他方、平成11年の改正住民基本台帳法<sup>41</sup>により、各市町村を結ぶ住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)が制度化された。住基ネットでは、全ての住民に11桁の住民票コードが付番され、住民票の写しの省略や転入転出手続の簡素化などが図られた。

その後、平成25年にマイナンバー関連4法<sup>42</sup>が成立し、公平な負担と給付等を行うための基盤としてマイナンバー制度が創設された。マイナンバーの付番は平成27年10月から、マイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付は平成28年1月から、情報連携は平成29年11月から、それぞれ開始された。

<sup>41</sup> 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成11年法律第133号)

<sup>42</sup> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成25年法律第28号)、「地方公共団体情報システム機構法」(平成25年法律第29号)及び「内閣法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第22号)

## イ マイナンバー法の改正

マイナンバー法は、これまでに3回改正され、利用範囲の拡大等が講じられてきた。

### (7) 平成27年改正法<sup>43</sup>

金融機関等に対し、預貯金者等情報をマイナンバーにより検索することができる状態で管理する義務が課された。これにより、預貯金口座を新規に開設する際には金融機関等よりマイナンバーの告知（提出）を求められることとなった。

### (4) 令和元年改正法<sup>44</sup>

国外転出者についても、マイナンバーカードの交付を受けることができるようになった。本改正は令和6年度中に施行される予定である。

### (5) 令和3年改正法<sup>45</sup>

マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することが可能となった。また、預貯金者は、一の預貯金口座を事前にマイナンバーとひも付けて登録し、災害や感染症の発生時等に支給される公的給付の支給に同口座の情報を活用することが可能となった。

## (3) マイナンバー法の改正に向けた動き

令和4年6月に策定された重点計画<sup>46</sup>においては、マイナンバーの利用範囲を広げるためには、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきであるとされた。その上で、令和5年にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年以降にシステム等の整備を行い、令和7年度までに新たな制度の施行を目指すとされている。

政府はこれを受けて、マイナンバー及びマイナンバーカードの利用促進を図る観点から、

- ①マイナンバーの利用範囲の拡大、情報連携の迅速化、公金受取口座の登録方法の簡易化
- ②マイナンバーカードの在外公館での交付、券面の記載事項の見直し

等の改正を行うこととした<sup>47</sup>。

## II 第211回国会提出予定法律案等の概要

### 1 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定め

<sup>43</sup> 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）

<sup>44</sup> 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）

<sup>45</sup> 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（令和3年法律第39号）

<sup>46</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）60-61頁

<sup>47</sup> マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第7回）（令和4年11月29日）資料

る等のほか、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業に係る農地法の特例措置を構造改革特別区域において実施することを可能とするための規定の整備を行うもの

## 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの

## 3 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（仮称）

デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、デジタル社会形成基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の関係法律について所要の規定の整備を行うもの

## 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、在外公館における個人番号カードの交付等に係る手続の整備、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加、行政機関の長等からの預貯金口座情報、個人番号等の提供による登録の特例の創設、医療保険の資格確認のために必要な書面の交付等の措置を講ずるもの

### （参考）継続法律案

#### ○ 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号）

保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの

#### ○ 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案（青柳仁士君外9名提出、第210回国会衆法第3号）

通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、認定こども園等における幼児等の安全の

確保等を図るもの

○ 子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、第210回国会衆法第18号）

現下の物価の高騰が国民生活に著しい影響を与え、とりわけ教育費をはじめとする子育てに関する経済的負担を増大させており、これに対する懸念から子どもを安心して生み、育てることができる社会の実現が妨げられていることに鑑み、現下の物価の高騰による影響の緩和を図るため、出産及び育児をする者並びに若者に対して緊急に講ずべき経済的支援に関する施策を定めることにより、社会全体として子育てに関する経済的負担の軽減を図るもの

内容についての問合せ先

地域・こども・デジタル特別調査室 相原首席調査員（内線68777）